

電気供給業を行う法人の事業税は「収入金額課税」になります。

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準は、当該事業年度の「収入金額」とされています。

電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。

電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギー売電事業も該当します。

ただし、電気供給業を行う予定であるが、施設建設中等で電気供給を開始していない事業年度については、所得等課税(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人は付加価値割及び資本割を含む。)となります。

また、令和2年度税制改正により、電気供給業のうち発電事業、小売電気事業を行う法人の法人事業税について、資本金の額または出資金の額が1億円を超える普通法人にあつては、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあつては、収入割額及び所得割額の合算額によってそれぞれ課することとなりました。

課税標準となる収入金額の算定

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{『収入すべき金額の総額』} - \text{『控除すべき金額』}$$

①『収入すべき金額の総額』とは

※ 新型コロナウイルス感染症に係る各種給付金等の取扱いについては
管轄の県税部へお問い合わせください。

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。原則として、電気事業会計規則による収入(電気会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入)であり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。主なものは以下のとおりです。

- 各種電灯料収入
- 遅収加算料金
- 配線貸付料
- 諸工料
- 設備貸付料収入
- 各種電力料収入(新エネルギー等電気相当量を含む。)
- せん用料金
- 諸機器貸付料
- 水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入
- 事業税相当分の加算料金 等
- 電球引換料
- 受託運転収入

※料金と併せて収入する消費税の金額は、収入金額に含めません。

ただし、このうち、免税事業者等で消費税として納税しない金額については、収入金額に含めてください。

『控除すべき金額の総額』とは

控除すべき金額の主なものは以下のとおりです。

- 国又は地方団体から受けるべき補助金
- 固定資産の売却による収入金額
- 保険金
- 有価証券の売却による収入金額
- 不用品の売却による収入金額
- 受取利息及び受取配当金
- 需要者等から収納する工事負担金等
- 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金
- 損害賠償金
- 投資信託に係る収益分配金
- 株式手数料
- 社宅貸付料 等

税額の計算

令和元年10月1日～令和2年3月31日までに開始する事業年度

区分	法人事業税		特別法人事業税	
	課税標準	税率	課税標準	税率
電気供給業	収入金額	1.0%	基準法人収入割額	30%



令和2年4月1日以後に開始する事業年度より

区分	法人事業税		特別法人事業税	
	課税標準	税率	課税標準	税率
電気供給業のうち、以下①②の法人を除く	収入金額	1.0%	基準法人収入割額	30%
① 発電事業・小売電気事業を行い、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	収入金額	0.75%	基準法人収入割額	40%
	付加価値額	0.37%		
	資本金等の額	0.15%		
② 発電事業・小売電気事業を行い、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	収入金額	0.75%	基準法人収入割額	40%
	所得金額	1.85%		

電気供給業と所得等課税事業を併せて行う場合

	算定方法	算定の詳細
原則	電気供給業と所得等課税事業など複数事業を併せて行う法人の事業税額は、各事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額により申告納付することとなります。	○各事業部門に共通する収入金額又は経費がある場合 各事業部門に共通収入金額又は共通経費を両部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した額をもって各事業の収入金額、付加価値額又は所得金額を算定します。
例外	従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の 軽微なもの であり、主たる事業の 附帯事業 として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちを含めて主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を算定することができます。	○「軽微なもの」とは、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者との課税の公平性を欠くことにならないものとされています。 ○「附帯事業」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいいますが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業も含まれます。

確定申告書に添付する書類

電気供給業を行う法人については、申告書※と併せて次の書類の添付が必要となります。

なお、電気供給業のうち発電事業・小売電気事業を行う法人については、令和2年4月1日以後開始の事業年度より、第6号様式(その2)にて申告していただくこととなります。

必要な書類	法人区分	① 電気供給業のうち、発電事業・小売電気事業を行わない法人	② 電気供給業のうち、発電事業・小売電気事業を行う法人	③ ①の法人で所得等課税事業(例:建設業、製造業など)を併せて行う法人	④ ②の法人で収入金額課税事業(例:一般ガス導管事業)や所得等課税事業を行う法人
貸借対照表・損益計算書		○	○	○	○
法人税法施行規則様式別表4		○	○	○	○
別表5 (所得金額に関する計算書)		-	○	○ (所得金課税事業分)	○ (発電事業・小売電気事業、所得等課税事業それぞれの事業部門ごとに作成・提出することとなります。)
別表6 (収入金額に関する計算書)		○	○	○	○ (発電事業・小売電気事業、収入金額課税事業それぞれの事業部門ごとに作成・提出することとなります。)
別表9 (欠損金額等及び災害損失金の控除明細書)		-	○	○ (所得金課税事業分)	○ (発電事業・小売電気事業、所得等課税事業それぞれの事業部門ごとに作成・提出することとなります。)
所得金額の計算書(付表1-1又は付表1-2)、 経費に関する明細書(付表2-1又は付表2-2)		-	-	○	○

※上記の他、④に該当する法人で資本金又は出資金の額が1億円を超える法人については、別表5の2

(付加価値額及び資本金等の額の計算書)等の書類もそれぞれの事業部門ごとに作成・提出することとなります。

発電事業・小売電気事業を行う法人の課税標準となる所得金額等の算定

令和2年4月1日以後に開始する事業年度より、発電事業・小売電気事業を行う法人については、所得割が課されることとなりますが、課税標準となる所得金額は、原則として法人税の課税標準である所得の計算の例により算定します。

また、外形標準課税法人の付加価値額及び資本金等の額についても、所得等課税事業の計算の例により算定します。

なお、所得金額の計算における繰越欠損金については、以下の経過措置があります。

＜所得の計算に関する経過措置＞

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度(以下、「最初事業年度」という。)開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなします。

二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

複数の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の総額を分割基準で分割して関係地方団体ごとの課税標準及び税額を計算します。

電気供給業を行う法人の分割基準は以下のとおりです。

業種	分割基準
小売電気事業	課税標準の1/2 : 従業者数 課税標準の1/2 : 事務所等の数
一般送配電事業、送電事業、 特定送配電事業	課税標準の3/4 : 発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路の電力の容量 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額 ※ 事業所等の所在するいずれの都道府県においても発電所発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合には、課税標準額の総額を事務所等の固定資産の価額で按分すること。
発電事業	課税標準の3/4 : 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額 ※ 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合には、課税標準額の総額を事務所等の固定資産の価額で按分すること。

※ **電線路の電力の容量とは**…電線路とは、事業所等の所在する都道府県において、発電所の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます。)と電氣的に接続している電線路で、電圧が66キロボルト以上のものをいいます。

※ **固定資産の価額とは**…事業年度終了日において貸借対照表に記載されている、事務所または事業所の土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産(建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。)の価額をいいます。

中間申告について

収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える場合には、法人事業税の中間(予定)申告が必要です。

電気供給業に関するQ&A

Q1 太陽光発電を始めましたが、電気供給業に該当しますか。

A1 該当します。

電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。

現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。

Q2 施設を建設中で実際に電気供給を行っていない場合、申告はどのようになりますか。

A2 所得割により申告してください。

なお、外形標準課税法人の場合は、所得割のほか付加価値割及び資本割も申告してください。

電気の供給を行っていない期間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しません。

Q3 太陽光パネルが設置されているのみで、事務所事業所が所在しない場合、申告の必要はありますか。

A3 申告の必要はありません。

法人事業税は、事務所または事業所所在の都道府県に納税義務があります。

無人の発電設備は、事務所または事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する都道府県には申告の義務はありません。

Q4 中間(予定)申告は必要ですか。

A4 必ず申告していただく必要があります。

収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える場合には、法人事業税の中間(予定)申告が必要です。

なお、令和2年4月1日以後開始する事業年度より、小売電気事業・発電事業を行う法人の予定申告書については、第6号の3様式(その2)により申告することとなります。

Q5 所得等課税事業と電気供給業を併せて行っている場合、所得等課税事業の所得割に係る繰越欠損金を控除できるのは、所得等課税事業に区分された部分だけですか。

A5 そのとおりです。

所得等課税事業に区分された欠損金額のみを翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除することができます。

なお、令和2年4月1日以後に開始する事業年度より、資本金又は出資金の額が1億円以下の発電事業・小売電気事業を行う法人については、収入割に加えて所得割が課税となりますが、発電事業等に係る所得金額から所得等課税事業に係る繰越欠損金を控除することはできず、それぞれの事業区分毎に所得金額、欠損金額を算定することとなります。

Q6 消費税の免税事業者ですが、売電の対価とともに収入した消費税相当額は、収入割の課税標準となる収入金額に含めますか。

A6 含めます。

消費税の免税事業者の売上等については、免税事業者が消費税の総額表示義務対象外となっているため、表示価格全体が消費者の支払うべき対価の額と解されることから、その金額によって収入金額の算定をします。

Q7 国税や地方税の還付金、還付加算金は収入割の課税標準となる収入金額に含めますか。

A7 還付金は収入金額には含めません。

また、還付加算金は収入すべき金額に計上した上で、控除すべき金額にも計上します。

還付金は、過大に納付した税の一部が払い戻されるものであり、収入すべき金額には含まれません。

また、還付加算金については、受取利息の性質を有するものであることから、収入すべき金額に計上した上で、控除すべき金額にも計上することで、課税標準となる収入金額には含まれなくなります。

Q8 消費税に係る益税は課税標準となる収入金額に含めますか。

A8 課税標準となる収入金額へ含まれます。

預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった益税については、収入すべき金額に計上され、控除される金額には含まれません。

Q9 電気供給業とそれ以外の事業とを併せて行っている場合、分割基準はどのようになりますか。

A9 主たる事業の分割基準によって課税標準額を分割してください。

主たる事業の判定にあたっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。

なお、これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断して主たる事業を判定してください。

Q10 令和2年4月1日以後開始する事業年度より、発電事業と所得等課税事業を併せて行っている場合、確定申告書に添付する別表5(所得金額に関する計算書)や別表9(繰越欠損金等の控除明細書)などについてどのように提出すればよいですか。

A10 各事業区分ごとに計算した別表を付けて申告していただきます。

資本金又は出資金の額が1億円以下の発電事業・小売電気事業を行う法人が、所得等課税事業を併せて行っている場合、各事業毎に所得割を計算することとなることから、発電事業・小売電気事業に係るものと所得等課税事業に係るものそれぞれ計2枚作成することとなります。

また、資本金又は出資金の額が1億円を超える場合には、外形標準課税に係る付加価値額や資本金等の額に関する別表についても、それぞれ事業毎に作成するため、計2枚添付することとなります。